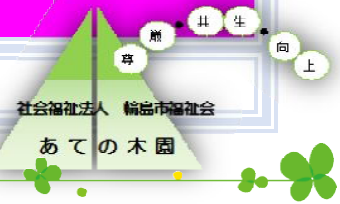


〒929-2378 輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1661
 特別養護老人ホーム、短期入所センター、デイサービスセンター、訪問介護センター、居宅介護支援センター、在宅介護支援センター、配食サービス、筋力向上トレーニング

〒928-0062 輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165
 認知症対応型通所介護、元気デイ、在宅介護支援センター、訪問入浴介護センター

しせつの窓口（輪島市宅田町）



■ 「しせつの窓口」開設 2 周年 Since 2015～ おかげ様で活動 2 周年

平成 27 年 8 月 1 日から始めた「しせつの窓口」（輪島市宅田町ファミ内にある相談窓口）も 2 周年を迎えることになりました。これも様々な法人や事業所の皆さんの協力のおかげです。

■現在協力頂いている法人や事業所は以下の皆さんです。

法人名	施設名及び事業内容等
社会福祉法人輪島市社会福祉協議会	輪島市社会福祉協議会介護安心センター、くらしサポートセンターわじま、福祉サービス利用支援事業
医療法人社団輪生会	百寿苑、百寿苑居宅介護支援事務所
社会福祉法人寿福祉会	みやび、みやび居宅介護支援事業所、福祉の杜わじま、居宅介護支援事務所 福祉の杜、ふるさと能登
社会福祉法人門前町福祉会	あかかみ、ふれあい工房あざし、あかかみ居宅サービスセンター
社会福祉法人町野町福祉会	わじまミドリ保育園
有限会社(COM)	グループホームひなたぼっこ、デイサービスひなたぼっこ、居宅介護支援事業所 ひなたぼっこ
社会福祉法人弘和会	ケアホームみんなの詩、笑ちゃげや、一互一笑、ケアサービス みんなの詩
中島レース株式会社	鶴の恩返しホーム輪島
公益社団法人石川県勤労者医療協会	輪島診療所介護相談センター
社会福祉法人白字会	ゆきわりそう、第2ゆきわりそう、ゆきわりそう居宅介護支援事業所
社会福祉法人健悠福祉会	輪島荘
社会福祉法人佛子園	輪島 KABULET®
社会福祉法人輪島市福祉会	あての木園、あての木園ふげしデイサービスセンター

■相談に応じるスタッフは、社会福祉士、相談支援専門員、生活相談員、介護支援専門員、介護福祉士、ソーシャルワーカー、介護福祉士、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、施設管理者等の専門職の皆さんです。

■相談時間は、午前の部 10:00～12:00、午後の部 13:30～15:30 となっております。

■今後も、輪島市内に福祉や介護事業所の皆さんと力を合わせ、子育て、障害、介護、生活支援、医療、食事、口腔相談など、様々な地域の皆さんの相談に応えることができるように、取り組んでいきます。

■輪島市三井町のあての木園、輪島市堀町のふげしデイにも介護や介護保険に関する無料相談も行っておりますので、遠慮なくご来園下さい。（相談はソーシャルワーカーが対応いたします。）

■ 盆踊りとお祭りの夕べ 2017年8月3日(木曜日)18:30~19:45





■ 箆匠倶楽部 2017年8月4日

箆匠倶楽部の皆さんより輪島塗の箆をいただきました。
ありがとうございました。



■ 老人福祉施設研究大会 ～石川大会～ 開催 2017年8月1日～2日

大会テーマ:待ったなし2025年まであと8年!!～人として生きる 福祉のクオリティを目指して～
石川県立音楽堂を中心に 石川大会が開催されました。
記念講演は「夢から現実へ」と題して、パティシエの辻口博啓氏の話聞くことができました。
2日目は各施設の取り組み、実践研究の発表がありました。
サービスの質の向上を目指して積極的に研修会に参加していきます。



ご案内

■ 管理栄養士配置により栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算を2017年9月1日から適用します

介護報酬の解釈 ¹ 単位数表編 平成 27 年 6 月 29 日 第 7 版発行 社会保険研究所より抜粋
栄養マネジメント加算 14 単位 1 日

管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として加算する。

経口移行加算 28 単位 1 日

注 1：医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の者が共

同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の機関に限り、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

注 2：経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して 180 日を超えた期間に行われた場合であっても、傾向による食事の摂取が一部可能な者であっても、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

経口維持加算(Ⅰ) 400 単位 1 月

経口維持加算(Ⅱ) 100 単位 1 月

注 1：現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して 6 月以内の期間に限り、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

注 2：協力歯科医療機関を定めている施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

注 3：経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して 6 月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

■ 特別養護老人ホームあでの木園の今後の予定について



① 夜間想定総合防火訓練 平成 29 年 9 月 1 日(金曜日) 18:15~18:45

② 敬老会 平成 29 年 9 月 15 日(金曜日) 10:00~11:00 大食堂にて
ご参加お待ちしております。

ご意見やご要望をお寄せ下さい

電話 (0768)26-1661

ファックス (0768)26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

